

## 多面的機能支払交付金実施事務取扱要領

制定：平成27年（2015年）4月17日付け農設第 42号農政部長通知  
改正：平成28年（2016年）4月18日付け農設第 58号農政部長通知  
改正：平成29年（2017年）3月31日付け農設第462号農政部長通知  
改正：平成29年（2017年）5月11日付け農設第124号農政部長通知  
改正：令和元年（2019年）5月31日付け農設第128号農政部長通知

### 第1 趣旨

多面的機能支払交付金の実施事務手続については、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年6月20日法律第78号。以下「法」という。）、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、この取扱要領に定めるところによる。

### 第2 促進計画（写）の提出

総合振興局又は振興局は、市町村長から法第6条に基づき市町村が策定した農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の写しを受領したときは、遅滞なくその写しを農村設計課に送付するものとする。

### 第3 活動計画書の作成

対象組織は、実施要綱別紙1の第5の2及び別紙2の第5の2に定める活動計画において、実施要領で定める様式第1－3号に替わり、道様式第1号を作成するものとする。

- 2 資源向上活動（長寿命化）を実施しようとする対象組織のうち、実施要領別記1－2の第2の3の（2）に該当する対象組織の代表者は、実施要領で定める長寿命化整備計画書（様式第1－4号（道様式第2号））を作成するものとする。

### 第4 事業計画の事前提出

対象組織の代表者は、実施要綱別紙1の第5の4及び別紙2の第5の5に定める事業計画の認定にあたって、事前に市町村長へ事業計画書（案）及び実施要綱別紙1の第5の4の（1）及び別紙2の第5の5の（1）に定める関係書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて提出するものとする。

- 2 第3の2に基づき長寿命化整備計画書を作成した対象組織の代表者は、前項の事業計画書等に併せて、長寿命化整備計画書を市町村長へ提出するものとする。
- 3 市町村長は、前項により提出のあった長寿命化整備計画書について、適正と認めた場合は、道様式第3号により、総合振興局長又は振興局長に協議するものとする。
- 4 総合振興局長又は振興局長は、市町村長から前項に基づき協議があった場合は、道様式第4号により回答するものとする。
- 5 対象組織の代表者は、1項の事業計画書等の提出後に、交付金額や実施計画に変更が生じた場合には、事業計画書等を再提出するものとする。

- 6 市町村は、1項により提出のあった事業計画書等を取りまとめ、2項に基づく長寿命化整備計画書がある場合は、本計画書及び4項に基づく回答書（写）も添付した上で、北海道日本型直接支払推進協議会（以下「道協議会」という。）に送付するものとする。
- 7 道協議会は、市町村から送付のあった事業計画書等の記載内容を確認し、記載内容が適当な場合にはその旨を、また、記載内容に修正が必要な場合は修正箇所を明示し、確認結果を事業計画書等と併せて市町村に送付するものとする。長寿命化整備計画書がある場合は、技術的指導も併せて行うものとする。
- 8 市町村は、前項の道協議会からの事業計画書等の内容の確認結果を対象組織に通知するとともに、対象組織へ事業計画書等について必要な指導・助言と長寿命化整備計画書がある場合は、技術的指導も併せて行うものとする。

## 第5 事業計画の提出

対象組織の代表者は、第4の8の市町村からの事業計画書等の内容の確認結果の通知を受け、実施要綱別紙1の第5の4及び別紙2の第5の5に定める事業計画の認定申請を行うものとする。

- 2 市町村長は、事業計画を認定したときは、遅滞なく、認定後の事業計画書等の写しを道協議会へ送付するものとする。

## 第6 事業計画の変更

実施要綱別紙1の第5の5及び別紙2の第5の6に定める事業計画の変更が生じた場合の手続きは、第3及び第4と同様とする。

## 第7 活動の実施

対象組織は、実施要領第1の7の（2）及び第2の8（3）で定める活動の記録において、実施要領で定める様式第1－6号に替わり、道様式第5号で記録するものとする。

- 2 対象組織は、実施要領第1の7の（3）ウ及び第2の8（4）ウで定める金銭出納簿においては、実施要領で定める様式第1－7号に替わり、道様式第6号で作成するものとする。

## 第8 実施状況の報告

実施要綱別紙1の第8の2の（2）及び別紙2の第8の2の（2）で定める市町村が行う実施状況の報告は、実施要領で定める様式第2－3号に替わり、道様式第7号を作成し、実施状況の内容を確認出来る書類とともに、当該事業を実施した翌年度の4月25日までに、道協議会を経由のうえ提出するものとする。

## 第9 自己評価・市町村評価の報告

市町村は、実施要領第1の9の（4）及び第2の11の（4）に基づき行う活動組織の自己評価及び市町村による評価の報告について、多面的機能支払交付金における活動組織の自己評価及び市町村による評価について（平成28年12月13日付け事務連絡農林水産省農村振興局整備部農地資源課多面的機能支払推進室長通知。以下「室長事務連絡」という。）で定める自己評価・市町村評価様式第2号を作成し、道協議会を経由のうえ提出するものとする。

2 室長事務連絡の別紙の第1の3の(1)の報告期日については、市町村評価を実施した翌年度の4月25日とする。

#### 第10 返還の申し出

活動組織は、実施要綱別紙1の第9及び別紙2の第9に基づき行う当該交付金の返還について、当該年度に生じた返還の申し出を道様式第8号で作成の上、当該年度の2月末日までに道協議会に提出するものとする。

2 道協議会は、前項の申し出を受領後、返還額を算出し、市町村及び農村設計課に通知するものとする。

3 市町村は、前項の通知を受けた後、活動組織に対し平成27年度以降に該当する返還の手続きを行うものとし、道協議会は平成26年度以前に該当する返還の手続きを行うものとする。

4 総合振興局又は振興局は、第2項の返還額等を農村設計課から連絡を受けた後、市町村に対し返還の手続きを行うものとする。

#### 附則

1 この要領は、平成27年(2015年)4月17日から施行する。

2 この要領に定めるもののほか、多面的機能支払交付金の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附則(平成28年(2016年)4月18日農設第58号)

この要領は、平成28年(2016年)4月1日から施行する。

#### 附則(平成29年(2017年)3月31日農設第462号)

1 この要領は、平成29年(2017年)4月1日から施行する。

2 第10で定めた返還の申し出の報告期日について、平成28年度に発生したものは当該年度に限り4月20日とする。

#### 附則(平成29年(2017年)5月11日農設第124号)

この要領は、平成29年(2017年)4月1日から施行する。

#### 附則(令和元年(2019年)5月31日農設第128号)

この要領は、令和元年(2019年)4月1日から施行する。